

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行期日を定める政令案参照条文

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年六月十三日法律第四十九号）（抄）  
附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章第一節及び第二節、第四十  
四条、第四十六条並びに第六章並びに附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。